

苫小牧市自治基本条例 について

平成30年10月27日
総合政策部
協働・男女平等参画室

このセミナーは、公益財団法人北海道市町村振興協会の助成を受けて実施しています。

自治基本条例とは？

内容

- ・まちづくりの理念、目標
- ・市民の権利
- ・市民、議会、首長の責務等
- ・市民参加の仕組み
- ・協働の仕組み

自治体の憲法と
呼ばれることも

まちづくりの基本的なルール

苫小牧市自治基本条例について

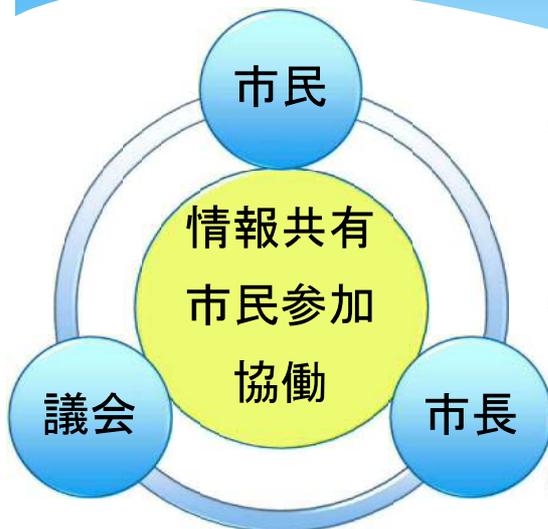
目的

市民であることが誇りに思えるまちを築く

市民自治によるまちづくりの推進

市民が主役のまちづくりを進める

自治基本条例第3条 (まちづくりの基本原則)



●情報共有～まちづくりの情報
を共有

●市民参加～市民参加による
市政運営

●協働～市民と市が対等な
関係で協力

苫小牧市自治基本条例が 必要とされた時代背景

地方分権の進展

平成12年～地方分権一括法の施行

まちづくりは
国が中心



まちづくりは
地域が中心

地域の責任
地域の負担
地域で決定

まちづくりを進める基本的なルールを決める必要

市民自治は必要か？

●人口減少と少子高齢化 → 財政の悪化

●市民ニーズの多様化 → 行政（市）だけでは対応が困難

自治基本条例第29条

条例の見直し

第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

苫小牧市における市民自治・協働のまちづくりの事例紹介



とまチヨップの誕生

(苫小牧市公式キャラクター)

- 中学生からの提案
- まちおこしに貢献



まちなかみんなのベンチ♪ プロジェクト

- 中学生・高校生
による企画
- バス待合所の
ベンチ製作



053（ゼロごみ）の日

- 各種団体との協働事業
（事業所、学校、町内会、
子供・老人クラブ等）
- 全市一斉の大掃除



まちかどミーティング

- 町内会との協働事業
- 市長と住民の意見交換会

